

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和元年6月17日
- 【発行者名】 UBS ETF・シキャブ
(UBS ETF,SICAV)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 アンドレアス・ハーバーツェト
(Member of the Board of Directors, Andreas Haberzeth)
取締役副会長 フランク・ミュゼル
(Vice-Chairman, Board of Directors, Frank Müsel)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルク市 キルシュベルク地区L-1855 J.F.ケネディ通り49番地
(49, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 白川 剛士
弁護士 坂東 慶一
弁護士 前山 侑介
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS ETF 先進国株（MSCIワールド）
UBS ETF ユーロ圏大型株50（ユーロ・ストックス50）
UBS ETF ユーロ圏株（MSCI EMU）
UBS ETF 欧州株（MSCIヨーロッパ）
UBS ETF 英国大型株100（FTSE 100）
UBS ETF ユーロ圏小型株（MSCI EMU小型株）
UBS ETF MSCIアジア太平洋株（除く日本）
UBS ETF スイス株（MSCIスイス20/35）
UBS ETF 英国株（MSCI英国）
UBS ETF 米国株（MSCI米国）
*上記名称は、届出の対象とした募集（売出）有価証券信託受益証券の名称である。
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
- (1) UBS ETF 先進国株（MSCIワールド）
申込期間（2018年6月30日から2019年6月28日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
 - (2) UBS ETF ユーロ圏大型株50（ユーロ・ストックス50）
申込期間（2018年6月30日から2019年6月28日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
 - (3) UBS ETF ユーロ圏株（MSCI EMU）
申込期間（2018年6月30日から2019年6月28日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
 - (4) UBS ETF 欧州株（MSCIヨーロッパ）
申込期間（2018年6月30日から2019年6月28日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。

- (5) UBS ETF 英国大型株100 (FTSE 100)
申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (6) UBS ETF ユーロ圏小型株 (MSCI EMU小型株)
申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (7) UBS ETF MSCI アジア太平洋株 (除く日本)
申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (8) UBS ETF スイス株 (MSCI スイス20/35)
申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (9) UBS ETF 英国株 (MSCI 英国)
申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (10) UBS ETF 米国株 (MSCI 米国)
申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。

* 上記金額は、届出の対象とした募集 (売出) 有価証券信託受益証券の金額である。
* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町二丁目1番

- (注1) アメリカ合衆国ドル (「米ドル」)、イギリスポンド (「英ポンド」)、スイスフラン (「スイスフラン」) およびユーロの円貨換算は、便宜上、2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 109.35円、1英ポンド = 152.17円、1スイスフラン = 110.54円、1ユーロ = 132.39円) による。
- (注2) 本書の中で特に記載のない限り金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の金額の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき、異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注3) 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合または文脈上別異に解される場合を除き、(i) 信託契約 (以下に定義される。) に基づき受託されたETF投資証券を信託財産とする信託にかかる受益権に関する上場信託受益権信託契約及び本投資法人 (以下に定義される。) に係る契約に関する基本契約 (「基本契約」)、(ii) 上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項 (「信託契約条項」) ならびに (iii) 上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書 (「個別契約」) (基本契約、信託契約条項および個別契約を総称して「信託契約」) に定める意味を有する。
- (注4) 本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有する。

指定参加者	投資サービスの運営につき、金融活動作業部会の加盟国内にあり広く認知されている規制当局により規制を受ける一流信用機関または一流金融サービス機関（特定の証券取引所のマーケットメーカーである場合も可）であって、UBS ETF・シキャブ（「本投資法人」）の投資証券を現物取引において申込みまたは償還することを目的に参加合意を締結したものを意味する。
基準通貨	各サブファンドの純資産価額が算出される基準通貨を意味する。
営業日	ルクセンブルクにおける各通常銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間で営業を行っている各日）を意味する。ただし、各法定外休日および各サブファンドが投資を行う主要国の証券取引所の休業日またはサブファンドの投資の50%以上を適切に評価できない日を除く。
現金償還手数料	サブファンドのETF投資証券が本投資法人の資産から現金に償還される場合に、投資主が償還の利益の中から本投資法人に対して支払う手数料を意味する。
取引日	管理事務代行会社により投資証券の申込みが受諾され、または償還が承認される日（一般的に、それぞれ営業日であること）および取締役が管理事務代行会社とともにその都度決定するその他の日を意味する。少なくとも2週間に1日取引日があることを条件に、サブファンドの投資対象が上場もしくは取引されている市場またはベンチマークである指数に関係する市場が閉鎖されている場合、ベンチマークの計算が行われない場合または投資運用会社を代表する者が拠点とする関連地域が公休日である場合等、営業日であっても取引日でないことがある。ただし、英文目論見書および定款の規定に従った純資産価額の算定ならびに本投資法人またはサブファンドの投資証券の売却、交換および/または償還を一時的に停止する旨の取締役の判断に常に従う。投資運用会社は、各サブファンドの取引日に先立って詳細な取引予定表を作成する。取引予定表は、関連市場の開設者、規制当局または取引所（該当する場合）が関連市場の取引および/または決済の終了（かかる終了は、投資運用会社に対してほとんどまたは全く通知されることなく行われることがある。）を宣言した場合等、投資運用会社によって適宜修正されることがある。各サブファンドの取引予定表は、投資運用会社から入手することができる。
ETF投資証券	SIXスイス証券取引所および/または本投資法人のウェブサイト(www.ubs.com/etf)において示されるその他の証券取引所に上場されている、本投資法人のサブファンドのいずれかのクラスの投資証券を意味する。
2010年法	ルクセンブルクの2010年12月17日付投資信託に関する法律（随時行われる改正を含む。）を意味する。
ルクセンブルク	ルクセンブルク大公国を意味する。
申込 / 償還手数料	指定参加者が、申込みを行なう投資証券の価格に添加しまたは償還を行なう投資証券から控除することによりデボジタリーに対し支払う基準通貨による金額を意味し、存在する場合サブファンドごとに定められる。当該金額は、指定参加者が取引日においてサブファンドに対し行なった申込みまたは償還の投資証券数とは無関係である。当該金額は、各サブファンドが投資証券の申込みに際し証券を受領し、または償還に際し証券を引渡す場合に要する処理費用の推定額に相当する。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年6月29日に提出した有価証券届出書（2018年9月28日及び2018年12月4日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」という。）について、2019年6月17日付でポートフォリオ・マネージャーであるユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（パーゼル・チューリッヒ）および販売会社であるユービーエス・エイ・ジーがUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーに変更されたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものである。

なお、下線の部分は訂正部分を示す。

2【訂正内容】

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

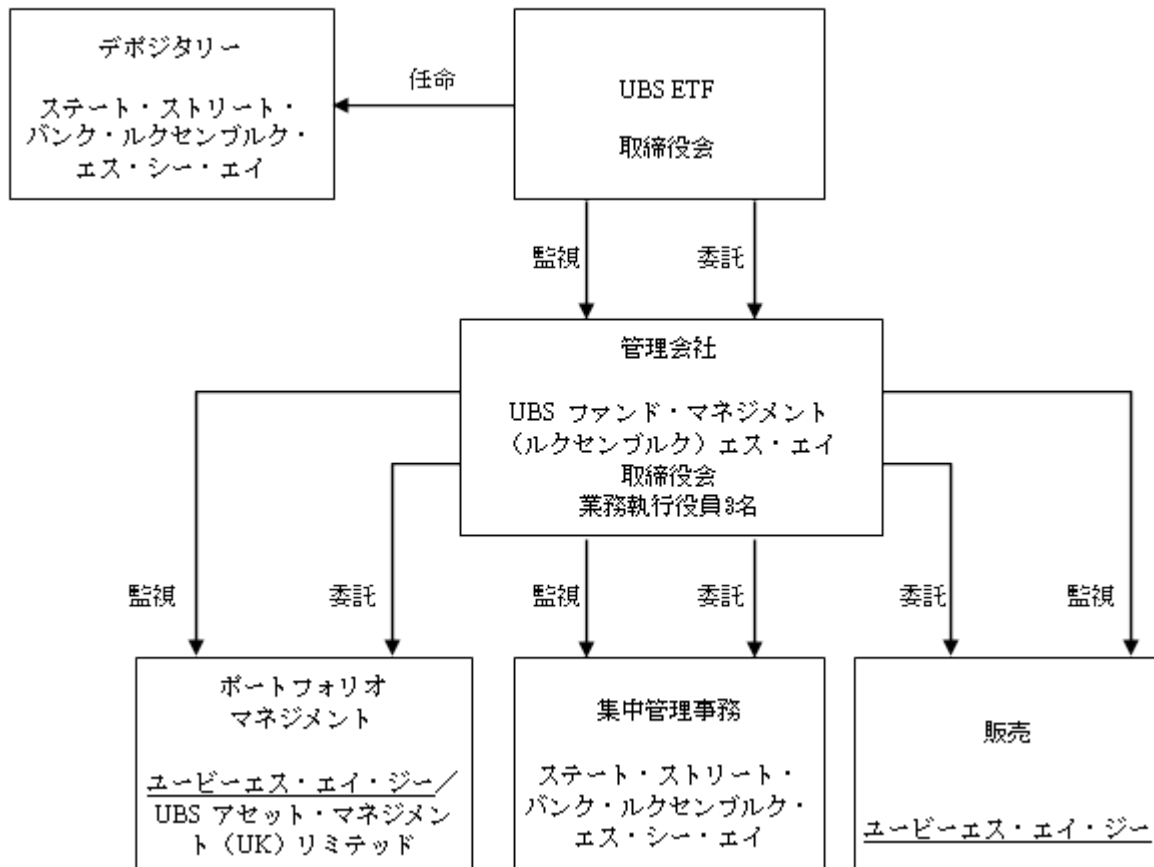
第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(3) 外国投資法人の仕組み

<訂正前>

外国投資法人の仕組み



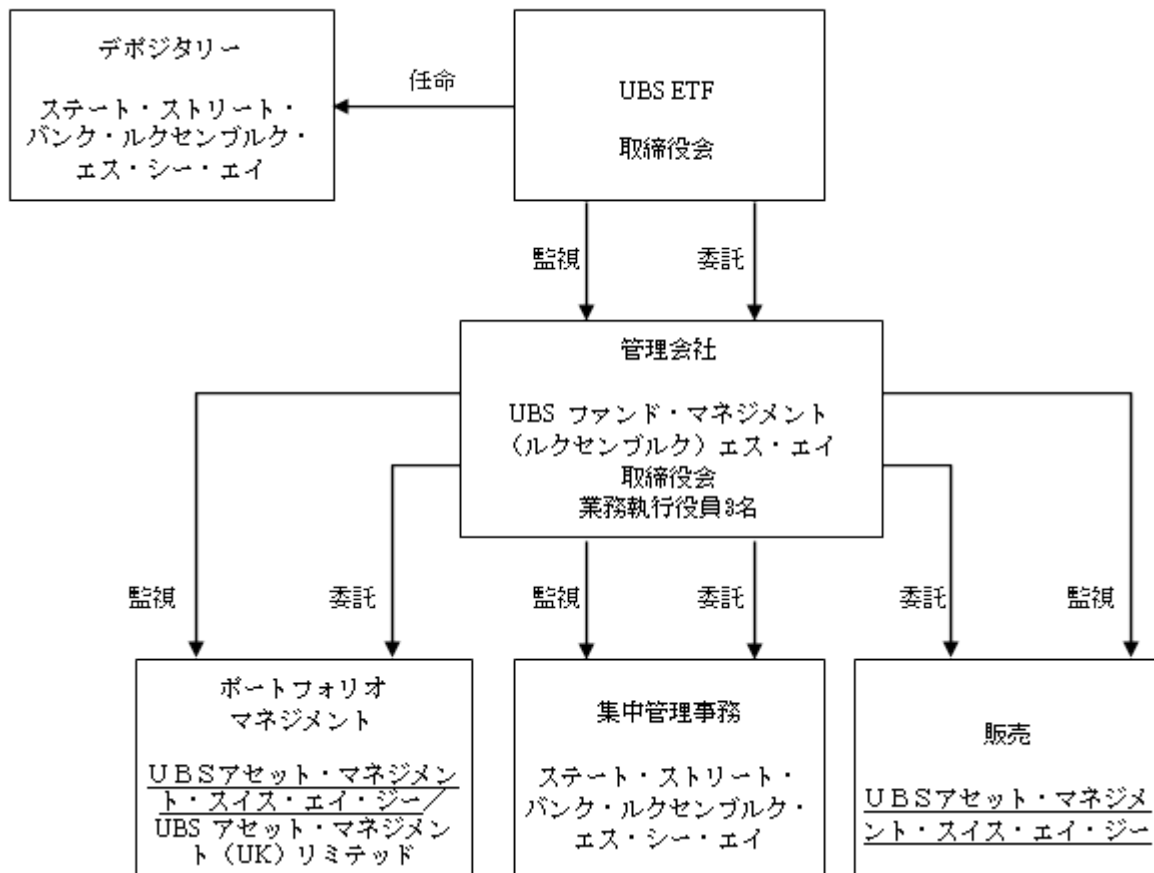
本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割および契約等の概要

名称	運営上の役割	契約等の概要
（中略）		
<u>ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）</u> （UBS AG, UBS Asset Management, Basel and Zurich）	ポートフォリオ・マネージャー	ポートフォリオ管理契約 管理会社は、 <u>ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント（バーゼル・チューリッヒ）</u> （「ポートフォリオ・マネージャー」）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。
（中略）		
<u>ユービーエス・エイ・ジー</u> （UBS AG）	販売会社	販売契約 販売会社は、ETF投資証券のマーケティングならびにETF投資証券の流通市場の構築および運営の促進にあたり管理会社を補佐するとともに、管理会社に代わってその他の全般的なマーケティング業務を行う。

（後略）

<訂正後>

外国投資法人の仕組み



（注）ユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）は、システム上重要な金融機関に適用される新たな法的要件を遵守するため、ユービーエス・エイ・ジー内で運営されていたスイスにおけるアセット・マネジメン事業を、UBSグループの一員として新たに設立されたスイス法人であるUBSアセット・マネジメン・スイス・エイ・ジー（UBS Asset Management Switzerland AG）に、2019年6月17日を効力発生日として譲渡した。

本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割および契約等の概要

名称	運営上の役割	契約等の概要
（中略）		
<u>UBSアセット・マネジメント・</u> <u>スイス・エイ・ジー</u> <u>（UBS Asset Management</u> <u>Switzerland AG）</u>	ポートフォリオ・マネージャー	ポートフォリオ管理契約 管理会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（「ポートフォリオ・マネージャー」）との間でポートフォリオ管理契約を締結している。 ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。
（中略）		
<u>UBSアセット・マネジメント・</u> <u>スイス・エイ・ジー</u> <u>（UBS Asset Management</u> <u>Switzerland AG）</u>	販売会社	販売契約 販売会社は、ETF投資証券のマーケティングならびにETF投資証券の流通市場の構築および運営の促進にあたり管理会社を補佐するとともに、管理会社に代わってその他の全般的なマーケティング業務を行う。

（後略）

(4) 外国投資法人の機構

< 訂正前 >

(前略)

本投資法人の運営機構に関する情報

(中略)

管理会社は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(バーゼル・チューリッヒ)との間でポートフォリオ管理契約を締結している。

ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。

取締役会は、特に、各サブファンドの投資方針を決定する権限を有している。本投資法人の運営および事業の実施過程で、2010年法が課すもしくは投資口が公募される国の法律および規制に定める投資制限、取締役会決議により随時採択され、投資口の募集に関する投資制限に該当する投資または活動を行ってはならない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

本投資法人の運営機構に関する情報

(中略)

管理会社は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーとの間でポートフォリオ管理契約を締結している。

ポートフォリオ・マネージャーは、委託に基づき、有価証券ポートフォリオを管理するが、管理にあたっては取締役会の監督に服し、また取締役会が最終責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーはまた、常に所定の投資制限を遵守して取引を執行する。

取締役会は、特に、各サブファンドの投資方針を決定する権限を有している。本投資法人の運営および事業の実施過程で、2010年法が課すもしくは投資口が公募される国の法律および規制に定める投資制限、取締役会決議により随時採択され、投資口の募集に関する投資制限に該当する投資または活動を行ってはならない。

(後略)

[次へ](#)

7 管理及び運営の概要

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

(1)投資主・外国投資法人債権者の権利

<訂正前>

(前略)

- d) それぞれポートフォリオ・マネージャーである管理会社、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドおよび ユービーエス・エイ・ジーとの間の合意
- e) 管理会社と販売会社としてのユービーエス・エイ・ジーとの間の合意
- f) 本投資法人と管理会社との間の管理会社合意
- g) 本投資法人の投資家の苦情対応のための方針

(後略)

<訂正後>

(前略)

- d) それぞれポートフォリオ・マネージャーである管理会社、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドおよび UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーとの間の合意
- e) 管理会社と販売会社としてのUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーとの間の合意
- f) 本投資法人と管理会社との間の管理会社合意
- g) 本投資法人の投資家の苦情対応のための方針

(後略)

[次へ](#)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第3 管理及び運営

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

<訂正前>

(前略)

2. 閲覧可能な書類

(中略)

d)それぞれポートフォリオ・マネージャーである管理会社、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドおよび
ユービーエス・エイ・ジーとの間の合意

e)管理会社と販売会社としてのユービーエス・エイ・ジーとの間の合意

f)本投資法人と管理会社との間の管理会社合意

g)本投資法人の投資家の苦情対応のための方針

(後略)

<訂正後>

(前略)

2. 閲覧可能な書類

(中略)

d)それぞれポートフォリオ・マネージャーである管理会社、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドおよび
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーとの間の合意

e)管理会社と販売会社としてのUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーとの間の合意

f)本投資法人と管理会社との間の管理会社合意

g)本投資法人の投資家の苦情対応のための方針

(後略)

第4 関係法人の状況

2 その他の関係法人の概況

<訂正前>

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(前略)

(b) ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(パーゼル・チューリッヒ)(ポートフォリオ・マネージャー)

資本金(株主資本)の額

385,840,847スイスフラン(42,650,847,227円)(2017年12月31日現在)

事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレイションおよびスイス・ユニオン銀行の全資産および負債を承継した銀行であり、その一部門であるUBSアセット・マネジメントは、機関投資家向けの資産運用を行っている。

(中略)

(d) ユービーエス・エイ・ジー(販売会社)

資本金(株主資本)の額

385,840,847スイスフラン(42,650,847,227円)(2017年12月31日現在)

事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは、1998年6月29日に完了した合併により、スイス銀行コーポレイションおよびスイス・ユニオン銀行の全資産および負債を承継した銀行である。

(2) 関係業務の概要

(前略)

(b) ユービーエス・エイ・ジー、UBSアセット・マネジメント(パーゼル・チューリッヒ)(ポートフォリオ・マネージャー)

ETF投資証券にかかるポートフォリオ・マネージャー業務を行う。

(中略)

(d) ユービーエス・エイ・ジー(販売会社)

総販売会社としての業務を提供する。

(3) 資本関係

ユービーエス・エイ・ジーは管理会社の受益証券の100%を保有している。

<訂正後>

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(前略)

(b) UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (ポートフォリオ・マネージャーおよび販売会社)

資本金(株主資本)の額

2018年10月5日現在、500,000スイスフラン(約5,527万円)

事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイス在外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

(中略)

(2) 関係業務の概要

(前略)

(b) UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー (ポートフォリオ・マネージャーおよび販売会社)

ETF投資証券にかかるポートフォリオ・マネージャー業務を行い、総販売会社としての業務を提供する。

(中略)

(3) 資本関係

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーの最終的な株主であるユービーエス・エイ・ジーは管理会社の受益証券の100%を保有している。